

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 1 月19日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

### 鳥取県人事委員会規則第 1 号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(教員特殊業務手当) 第 3 条 条例第23条第 2 項第 3 号の人事委員会規則で定める時間は、同号の業務に <u>直接</u> 従事した時間とする。	(教員特殊業務手当) 第 3 条 条例第23条第 2 項第 3 号の人事委員会規則で定める時間は、同号の業務に従事した時間から <u>正規の勤務時間を除いた時間</u> とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、平成18年 4 月 1 日から適用する。